

平成20年6月26日

岡山市長 高谷茂男 様

岡山市入札外部審査委員会

委員長 菊 池 捷 男

泉田地内ほか污水管理設工事（その43）の入札契約手続に係る不服
申立てに関する意見書

平成20年4月18日付けで当委員会へ諮問のあった不服申立てについて、審査を終えたので、岡山市入札外部審査委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり当委員会の意見を述べる。

記

1 当委員会の結論

審査の結果、泉田地内ほか污水管理設工事（その43）（以下「本工事」という。）の入札契約手続において、違法、不当な事項は確認できなかった。

2 事案及び不服申立の概要

市は、本工事の入札を岡山市建設工事定型公募型指名競争入札の試行に関する要綱（以下「定型公募試行要綱」という。）に基づく定型公募型指名競争入札として行うこととし、入札参加申請要領を平成19年12月4日にインターネット上の市契約課ホームページで公表した。この入札参加申請要領には、おおむね①入札書の提出は郵便入札の方法とすること、②入札書到着期限は平成19年12月17日とすること、③開札日は平成19年12月25日とすること、などを記載していた。市がこの要領に基づき開札したところ、株式会社三宅組（岡山市田

中5番地の3。以下「不服申立人」という。)の入札書は、応札業者中最低金額であったが、入札書記載金額の下3けたの数字上に線が引かれるとともに、日付が「12月25日」から「11月17日」に訂正されていた。市は、金額訂正を理由として、これを無効とし、不服申立人を除いて最低価格で入札した者を落札者と決定した。不服申立人は、この入札結果を、インターネット上の市契約課ホームページで確認し、入札書が改ざんされているとの理由で、入札の取消しを求めて、岡山市入札契約に係る苦情等処理要綱(以下「苦情処理要綱」という。)第3条に基づき苦情を申し立てた。市は、苦情処理要綱第5条に基づいて調査を実施し、平成20年3月31日付けで、調査結果に基づき、入札について、違法、不当な事項は認められず、取消しは行わないという内容の苦情処理結果を不服申立人に通知した。

不服申立人は、当該処理結果に対し、平成20年4月15日付けで、苦情処理要綱第9条に基づき不服を申し立てたため、市が平成20年4月18日、苦情処理要綱第11条に基づき当委員会へ諮問したものである。

3 当委員会の審査経過及び意見

(1) 当委員会の審査事項について

当委員会には、①当該入札の取消しに関する事、②入札手続の改善に関する事、③その他不服申立の処理を決定する上で必要な事項の3点が諮問された。これに加えて、当委員会としては、不服申立事項に理由があるかどうかの審査をする上で必要があるため、④当該入札書を無効と取り扱った市の運用が正しかったかどうか、⑤苦情が申し立てられているにもかかわらず、苦情申立人を除いた最低価格入札者と契約を締結したことが正しかったかどうかを審査することとした。

(2) 当該入札書を無効と取り扱った市の運用が正しかったかどうかについて

本工事の入札の根拠である定型公募試行要綱に定められている「総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札」とは、本来、

入札者の意思表示の重要な要素である金額がいくらか確認できない入札のことであり、当該入札書はこれに該当しないのではないかとの意見があったが、これに対して、市当局からは、公平かつ公正な事務執行を大量反復的に行わなければならない入札事務においては、開札時を基準に、特に金額については訂正、追加がないことを厳格に取り扱い、有効無効の判断をしているとの回答があった。これに対して、委員からは、金融機関での金額表示の取扱いが厳格であるとの意見や、不動産競売に関しては入札書の記載不備は形式的かつ画一的に判断すべきだとの最高裁判所の判例があるとの意見があった。当委員会としては、入札を円滑に執行するためという実務上の必要性から、入札書の記載を形式的かつ画一的に判断せざるを得ないという市の運用には問題がないとの結論に達し、本工事の入札書を開札時を基準として無効と判断した市の運用は誤りではないと考える。

(3) 苦情が申し立てられているにもかかわらず、苦情申立人を除いた最低価格入札者と契約を締結したことが正しかったかどうかについて

苦情申立人は平成19年12月25日の開札日の翌26日に苦情を申し立てており、市も開札直後から入札書が不正な改ざんを受けていたのではないかとの疑いを抱いている。委員からは、このような状況で、契約を締結し、工事を進めたことが正しかったのか、もう少し慎重に調査をすべきでなかったかとの意見があった。これに対し、市は契約締結までに入札執行者からの聞き取り調査など、できる限りの内部調査を行い、契約を凍結するような事実を確認することができなかったことから、工事施工はやむを得ないとの結論を得た上で、契約を締結したとの報告があった。当委員会としても、市としてできる限りの調査を実施していることや、公共工事の遅れによる市民生活への影響を避ける観点からも、市が苦情調査結果の出るまで待つことなく、契約を締結して工事を進めたことについては、やむを得ないと判断する。

(4) 入札の取消しについて

上記のとおり、当委員会が調査可能な範囲で確認した限りでは、市の入札契約手続には、違法、不当な事項はなく、入札の取消し、契約の解除などを行う必要はないと判断した。

(5) 入札手続の改善に関することその他不服申立の処理を決定する上で必要な事項について

大量反復的に行う必要がある入札契約事務に関しては、公正、公平を期するため、形式的かつ画一的な取扱いが求められる。このため、市では、一定のルールが設定されており、これにのっとり、厳正に行う旨の徹底が図られている。また、入札書の保管方法についても管理が徹底されている。したがって、入札手続の改善に関することその他の必要な事項に関する意見は特にない。

(6) 以上、当委員会は、市担当職員からの事情聴取を行い、調査検討した結果、諮問された事項及び当委員会が自ら設定した事項について、違法、不当な取扱いはなかったものと判断し、上記「1 当委員会の結論」のとおりとする。